

契 約 書（案）

滋賀県立彦根翔西館高等学校長（以下「甲」という。）と（落札業者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により、複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービスを提供するに際し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行い、複写機に必要な消耗品（用紙を除く機械稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。）を円滑に供給することならびに甲がこれに対して複写サービス料金を支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年（2025年）12月 1日から令和12年（2030年）11月 30日までとする。

（複写機および設置場所）

第3条 複写機および複写機の設置場所は別記のとおりとする。

（複写サービス料金）

第4条 甲が乙に支払う複写サービス料金は、別記のとおりとする。ただし、別記記載の複写サービス料金には消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

（複写サービス料金の請求）

第5条 乙は、毎月末において甲の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し、前条に規定する複写サービス料金および法令所定（消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83）の消費税等（以下「複写サービス料金等」という。）を甲に対して請求するものとする。

（複写サービス料金等の支払）

第6条 甲は、乙から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に複写サービス料金等を支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき理由により複写サービス料金等の支払を遅延した場合は、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

（機械の保守）

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように、社員を設置場所に派遣して点検、調整を行うものとする。

2 複写機が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに社員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

- 3 これらの点検、調整、修理に要する諸費用は、全て乙の負担とする。
- 4 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行うものとする。ただし、甲のやむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は甲に対して乙所定の料金を請求することができる。

(消耗品の供給)

- 第8条 消耗品については、乙の指定する者の巡回または甲の申し出によって予備手持量の不足を知ったときは、乙は当該消耗品を供給するものとする。
- 2 乙は、使用済消耗品および不用部品等を持ち帰るものとする。

(複写機および消耗品の所有権)

- 第9条 複写機および消耗品は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。なお、消耗品については乙所定の保管要領に従うものとする。
- 2 甲は、機械および消耗品が乙の所有であることを示す表示等を棄損するなど、機械の現状を変更するような行為および消耗品をほかに流用する行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

- 第10条 甲は、第3条所定の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し乙の承認を得なければならない。この場合において、機械の移動は乙が実施するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により機械を移動したときは、それらに要する費用を甲に対して請求することができる。

(保険)

- 第11条 乙は機械につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、甲が故意または重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。
- 2 前項の場合において、動産保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

- 第13条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲または乙は、必要があるときは、双方協議のうえ、この契約を解除することができる。
- 2 甲または乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。
 - 3 前2項のほか、乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第15条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(令和23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、前条第3項の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第16条 乙は、この契約の履行に当たり第14条第3項第1号から第6号のいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(予算削減に係る契約変更または解除)

第17条 甲は、契約期間中の年度において、当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削減されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。

(機械および消耗品の撤去)

第18条 第2条の規定によりこの契約が終了した場合または第14条もしくは第16条第1項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は機械および消耗品を速やかに撤去しなければならない。

(保守サービスの条件)

第19条 第7条第1項に規定する「点検、調整」については、毎月1回、定期的を実施するものとする。また、同条第2項に規定する「速やかに」とは、甲による連絡から60分以内を目安とする。ただし、この目安は、乙所定の営業時間内に行われるものに限る。

(機械の保守点検時等の自動車の使用)

第20条 乙は、機械の保守点検時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(合意管轄)

第21条 甲および乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の事務所の所在地を所

管する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保持する。

令和7年(2025年) 月 日

甲 滋賀県彦根市芹川町580番地
滋賀県立彦根翔西館高等学校
校長 印

乙 (落札業者)

別 記

(契約対象複写機および設置場所)

	機種 型式	機 械 番 号	設置場所
1号機			彦根翔西館高等学校 第1棟(1階) 事務室
2号機			彦根翔西館高等学校 第1棟(2階) 第1職員室
3号機			彦根翔西館高等学校 第1棟(2階) 進路室

(複写サービス料金)

複写サービス料金(用紙を除く。)は、次のとおりとする。

1か月の総複写枚数から後記2および3に該当する枚数を控除した複写枚数に、その該当する下記の単価を乗じて得た総額とする。

	1か月の複写枚数	単 価 (円)
1号機	枚から 枚まで 枚以上	
2号機	枚から 枚まで 枚以上	
3号機	枚から 枚まで 枚以上	

- 1 この契約における「1か月」とは、月の初日から末日までの期間をいう。
- 2 乙の技術員が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使用した複写枚数を1か月の複写枚数から除くものとする。
- 3 乙の責に帰すべき原因での不良の複写が生じた場合、その数を複写枚数から除くものとする。
- 4 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 単価には、消費税および地方消費税の額は含まない。

別紙

誓 約 書

(あて先)

滋賀県立彦根翔西館高等学校長

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印